

平成 26 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 セイコーエプソン株式会社
代表者名 代表取締役社長 碓井 稔
(コード番号 6724 東証第 1 部)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成 20 年 6 月 25 日開催の第 66 回当社定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、当該対応策が有効期間満了を迎える平成 23 年 6 月 20 日開催の第 69 回当社定時株主総会において、当該対応策の内容を一部変更したうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の対応策を「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期間は、平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 72 回当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします（以下、当該更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

なお、本プランを決定した当社取締役会には、当社監査役 5 名（うち 3 名は社外監査役）の全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

本プランへの更新にあたり、形式的な文言の修正等を行っておりますが、現行プランの内容から実質的な変更はありません。

また、平成 26 年 3 月 31 日時点での株主の状況は別添のとおりであり、本日現在、当社株式の大量買付に関する打診及び申し入れ等一切ございませんので、念のため申し添えておきます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造にむけて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、時計部品の加工などを目的として昭和 17 年に設立された有限会社大和工業を前身とし、創業以来、数々の画期的な商品を生み出し、世に送り出してきました。とくに、クォーツウオッチの開発で培った微細・精密加工技術や要素部品開発を、プリンター、電子デバイス関連の技術へと進化・発展させ、エプソングループ（以下「エプソン」といいます。）の現在の事業基盤としています。

エプソンは以下の経営理念をグループ全体で共有しており、この理念に基づいた企業活動を展開していくことにより、企業価値ひいては株主共同の利益が向上されるものと考えています。

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

昭和 43 年に初めての海外拠点をシンガポールに設立して以来、エプソンはグローバルな

広がりをもつ企業に成長しており、エプソンの全ての役職員が上記の経営理念を共有し、全てのステークホルダーの皆様にとっての価値創造にむけて一丸となり取り組むことが、エプソンの企業価値の向上にとって必要不可欠と考えております。

企業価値の創造にむけて、エプソンは独自性のある強い技術開発力をもとに、写真画質のインクジェットプリンターや低消費エネルギーの電子デバイスなど、お客様の利便性の向上を重視し、高い効率性を実現するユニークな商品の実現に取り組んできました。

同時に、商品開発においては、地球環境の保全を意識した活動を継続しています。たとえば、フロンガスがオゾン層に与える悪影響が懸念されはじめた昭和 63 年にいち早く「フロンレス宣言」を行い、平成 5 年までに製造工程におけるフロンガス使用全廃を全世界で達成するなど、自然に恵まれた長野県に多くの事業所が所在するエプソンならではの取り組みを行い、高い評価をいただいています。現在も二酸化炭素の排出削減に高水準の目標を掲げて取り組んでおり、エプソンはこれらを含む独自の取り組みが企業価値の源泉のひとつとなっていると考えています。

また、エプソンにはウオッチの開発・製造をルーツとする「モノを小さくする文化」と「必要な重要部品は自社で開発する」という伝統があります。これは、世界一の時計をつくる、という創業以来の風土であり、「創造と挑戦」の道を歩み続けるエプソンマインドの根幹でもあります。それがキーデバイスから完成品まで一貫して開発できる当社の強みにつながっており、イメージング機器から電子デバイスまで、当社の製品が幅広いお客様のご支持をいただいている理由でもあります。

さらに、独自性を追求し実現する卓越した技術開発力とそれによって獲得されたお客様の信頼がエプソンのブランドイメージを形づくっており、ここにも、エプソンの企業価値の源泉のひとつが存在すると考えています。

2. 企業価値向上のための取り組み

エプソンは、平成 25 年 3 月に「SE15 後期 新中期経営計画」（以下「新中期計画」といいます。）を策定しました。新中期計画の 3 カ年（2013 年度～2015 年度）においては、長期ビジョン「SE15」で掲げた戦略の基本的な方向性は堅持しつつ、「売上高成長を過度に追わず、着実に利益を生み出すマネジメントの推進」を基本方針とし、安定的な利益およびキャッシュの創出を最優先した経営を行っており、そのために、既存事業領域では商品構成の見直しとビジネスモデルの転換を図り、新規事業領域では積極的な市場開拓に取り組む方針です。そして、エプソンは、2016 年度からの次期中期計画において、「コンシューマー向けの画像・映像出力機器中心の企業」から「プロフェッショナル向けを含む新しい情報ツールや設備をクリエイトし、再び力強く成長する企業」へと脱皮することを目指し、新中期計画の 3 カ年ではその基礎を築き、着実に歩みを進めることとしています。

エプソンを取り巻く経済情勢を概観すると、新興国では成長率が鈍化する一方で、米国を中心とする先進国の景気回復を背景として、世界経済は引き続き成長する見通しです。また、持続可能な産業・経済活動への転換などが進展するなか、こうした動きを背景として

社会の変容が進むことにより、エプソンが実現すべきお客様価値も変わっていくものと考えられます。

エプソンは、このような経営環境のもと、引き続き独自の強みを発揮できる以下の領域に経営資源を集中し、事業領域の拡大や次世代を担う新規事業の強化を図ることにより、再び力強く成長する企業への転換を進めます。そのうえで、安定的な利益体質が確立された2016年度から開始する次期中期計画においては、できるだけ早いタイミングでROS10%、ROE10%以上を継続的に達成することを目指してまいります。

(各事業の基本戦略)

<プリンティングシステム事業>

プリンティングシステム事業では、インクジェット技術により、新次元のプリンティング環境を創造します。インクジェットプリンターについては、オフィス市場や新興国市場のニーズに適応したモデルを投入することにより、商品構成やビジネスモデルの転換を進めるとともに、新型ピエゾヘッドを搭載したモデルを順次発売し、競争力の強化に取り組みます。同時に、ITソリューションを含めたサービス・サポートなども一層の充実を図ります。また、ビジネスシステム事業については、既存領域でのシェアNo.1の座を堅持しつつ、新たな需要の開拓により、着実な収益成長を実現します。

<ビジュアルコミュニケーション事業>

ビジュアルコミュニケーション事業では、マイクロディスプレイ技術による全く新しいビジュアルコミュニケーションを創造します。プロジェクターについては、既存領域での取り組みに加え、強化領域である高光束や短焦点モデルでのポジショニングを高めるために、ソリューション提供力や販売体制の強化などにより、事業領域の拡大と収益力の強化を図ります。また、ヘッドマウントディスプレイ（HMD）は、人の生活を革新するポテンシャルを持った製品として、シースルーやハンズフリーといった特長を最大限に活かし、コンシューマー向け以外の分野でも新たな用途や価値の創出に取り組みます。

<マイクロデバイス事業/プレジジョンプロダクツ事業>

これらの事業では、尖らせた技術により、他社にできない商品を創出し続けます。マイクロデバイス事業については、これまで取り組んできた商品ポートフォリオの見直しやコスト構造改革により、利益体質への転換が進んでおります。今後、小型化・高性能化を先導するお客様価値を実現した商品を創出し、安定的な収益確保を図ります。また、プレジジョンプロダクツ事業については、GPSや高価格帯ウオッチなどの高付加価値商品の強化のほか、小規模ながらも高収益な金属粉末事業や表面処理加工事業の拡大により、今後も独自の技術を基盤として収益性の向上に努めます。

<インダストリアルソリューションズ事業>

インダストリアルソリューションズ事業では、高度なメカトロニクス技術などにより、生産性を革新するロボットや生産機器を創造します。エプソンは、スカラロボットや小型6軸ロボットなどの分野で高い信頼と実績を得ており、高い販売シェアを持っています。また、捺染印刷機やデジタルラベル印刷機などでも着実に実績を積み重ねてきました。このような取り組みを加速させると同時に、独創のインクジェット技術やインテリジェントロボット技術などの高度なメカトロニクス技術により、生産性を革新する産業用途のロボットやインクジェット印刷機などを提供し、次の成長に向けた柱として育成していきます。

<センシングシステム事業>

センシングシステム事業では、高精度センサーにより、人々の生活を改善する新しい価値を創造します。

従来、リスト型のGPS機能付ランニング機器や脈拍計など、エプソンが蓄積してきた要素技術とセンサーシステム技術を用いた、新しいセンシング機器による新規ビジネスの創出を進めてきました。今後、このような分野での商品開発をさらに進めるとともに、クラウドの技術も組み合わせることにより、健康・スポーツ・医療の分野、さらに設備やインフラの管理などの産業分野において、全く新しい形の、人や生活に密着したデータを可視化・活用する革新的なツールを提供し、新たな成長ドライバーとしていきます。

3. コーポレート・ガバナンスについて

エプソンは、企業価値の継続的な増大を目指すとともに、経営のチェック機能の強化や企業倫理の遵守を実践し、顧客・株主・従業員などのステークホルダーに対する経営の高い透明性と健全性の確保によって信頼経営を維持・継続することをコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としております。

当社では、現在、取締役会及び監査役会を設置していますが、取締役会は平成26年3月末日時点において社外取締役1名を含む9名の取締役で構成され、毎月1回及び必要に応じて随時開催されています。取締役会では、経営の基本方針、重要な業務執行、決算及び適時開示などに関わる事項について意思決定を行います。また、取締役又は社長の諮問機関として各種経営会議体を設置し、業務執行の充実に努めております。

なお、当社は、取締役会において「社外役員の独立性にかかる基準」（その内容は別紙4のとおりです。）を制定し、社外取締役及び社外監査役の候補者選定にあたっては、本基準に準拠し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を選任しております。また、社外取締役1名及び社外監査役3名の全員を、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、社外取締役の1名増員を予定しております。本定時株主総会において当該社外取締役の選任につき株主の皆様

ご承認が得られた場合には、社外取締役2名の体制となります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

なお、現在、当社の創業家及びこれと親族関係にある個人株主並びにその関係者が主要な株主である会社が、共同で議決権を行使する場合には株主総会決議において相当の影響力を行使することが可能な水準を保有しております。しかし、当社が上場して以来、当社の株式は、機関投資家、金融機関、個人等、広く分散して保有されてきており、このような株主の分散傾向は今後も継続する可能性があると考えております。

従って、当社取締役会は、今後の株主構成の変化の過程において基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される可能性がある以上、これを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランに更新することが必要であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続きの設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続きを定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手

続き」をご参照下さい。)

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 特別委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会（その詳細については下記(5)「特別委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して特別委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会にかかる株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続きに従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付等の概要、及び本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後実務上可能な限り速やかに、当社株主の皆様への判断及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者等に交付いたします。リストの交付を受けた買付者等は、当社取締役会に対して、当該リストに従い本必要情報を日本語で記載した書面により提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提出された意向表明書及び本必要情報を速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、これを受けて買付者等から提出された本必要情報の内容が当社株主の皆様への判断及び特別委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、買付等の内容及び態様にかかわらず、下記の各号に定める情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

る情報等を含みます。)

- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から本必要情報及び特別委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等、並びに当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価、代替案等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として 30 日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

② 特別委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を

要求した場合には) 当社取締役会から情報・資料等(追加的に提供を要求したものの含みます。)の提供が十分になされたとき特別委員会が認めた場合、特別委員会は、原則として最長 60 日間の検討期間(但し、下記(d)③に記載する場合等には、特別委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。)(以下「特別委員会検討期間」といいます。)を設定します。特別委員会は、特別委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

③ 株主及び投資家の皆様に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から意向表明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 特別委員会における判断

特別委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項(特別委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。)について、速やかに株主及び投資家の皆様に対する情報開示を行います。

① 買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場

合で、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。以下同じとします。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

② 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件(手続違背がない場合)」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断したときは、例外的措置として、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(i)当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、又は(ii)当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件(手続違背がない場合)」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合には、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

また、特別委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとし、）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとし、

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する決議を速やかに行うものとし、

また、当社取締役会は、特別委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとし、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとし、一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとし、

買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）

当社は、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等による

買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続き」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続き」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の技術開発力、社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式⁹（「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

⁹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引き換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹⁰、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹¹、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹²（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

ものとしします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- ③ 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定める場合があります。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙 1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は 3 名以上とし、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者から構成されます（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 2「特別委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新時に就任が予定されている特別委員会の委員の略歴は別紙 3「特別委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続き」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと

します。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主及び投資家の皆様等への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き」(c)に記載する手続きにより、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 2.(2)「本プランに係る手続き」(d)に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続き

(a) 本新株予約権の割当ての手続き

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従って提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権の無償割当てを実施する決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定める場合があります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱの取組み）について

上記Ⅱに記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲの取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位

の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新されます。

また、上記Ⅲ2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き特別委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ2.(2)「本プランに係る手続き」に記載したとおり、こうした特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する決議を行うこととします。

このように、特別委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新時における特別委員会は、当社経営陣から独立性の高い当社社外取締役 2 名及び当社社外監査役 3 名で構成される予定です（特別委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙 2 をご参照ください。また、本プランへの更新時に就任が予定されている特別委員会の委員の氏名及び略歴は別紙 3 をご参照ください。）。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ2.(2)(d)「特別委員会における判断」及びⅢ2.(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社取締役の任期が 1 年であること

当社は、取締役の任期を 1 年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ2.(2)(c)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ2.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

II. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

- 1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- 3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27

条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくははその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義される。)をいう。

2) 上記 1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

- ① 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。)又は当社の関連会社(同規則第 8 条第 5 項に定義される。)
- ② 当社を支配する意図がなく上記 1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記 1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後 10 日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記 1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使

させるに際し、(i)所定の手続きの履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続き・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続き・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続き・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記 3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続き・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
 - 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- 3) 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定めることができる。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件は新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 26 年 4 月 30 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

特別委員会規則の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)当社取締役会が選任する社外の有識者とする。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑥ 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び特別委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
- ・ 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 特別委員会の各委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・ 特別委員会の決議は、特別委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以 上

特別委員会の委員の氏名及び略歴

本プランへの更新時の特別委員会の委員は、以下の 5 名を予定しております。

【氏名】 青木 利晴（あおき としはる）

【略歴】

平成 9 年 6 月 日本電信電話株式会社取締役副社長

平成 11 年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役社長

平成 15 年 6 月 同社取締役相談役

平成 17 年 6 月 同社相談役

平成 21 年 6 月 同社シニアアドバイザー

平成 24 年 6 月 当社取締役、現在に至る

※同氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

【氏名】 大宮 英明（おおみや ひであき）

【略歴】

平成 19 年 4 月 三菱重工業株式会社取締役・副社長執行役員

平成 20 年 4 月 同社取締役社長

平成 25 年 4 月 同社取締役会長、現在に至る

※同氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

※同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

【氏名】 山本 恵朗（やまもと よしろう）

【略歴】

平成 8 年 6 月 株式会社富士銀行取締役頭取

平成 12 年 9 月 同行取締役頭取兼株式会社みずほホールディングス取締役会長

平成 14 年 6 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ名誉顧問、現在に至る

平成 14 年 6 月 当社監査役、現在に至る

※同氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

【氏名】宮原 賢次（みやはら けんじ）

【略歴】

平成 8 年 6 月 住友商事株式会社取締役社長

平成 13 年 6 月 同社取締役会長

平成 19 年 6 月 同社相談役

平成 20 年 6 月 当社監査役、現在に至る

平成 22 年 6 月 住友商事株式会社名誉顧問、現在に至る

※同氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

【氏名】奈良 道博（なら みちひろ）

【略歴】

昭和 49 年 4 月 弁護士登録

昭和 63 年 7 月 東京都地方精神保健審議会委員

平成 7 年 4 月 日本弁護士連合会常務理事

平成 7 年 4 月 第一東京弁護士会副会長

平成 18 年 4 月 日本弁護士連合会副会長

平成 18 年 4 月 第一東京弁護士会会長

平成 19 年 6 月 総務省年金記録確認中央第三者委員会委員、現在に至る

平成 23 年 3 月 法務省法制審議会委員

平成 25 年 6 月 当社監査役、現在に至る

※同氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

社外役員の独立性にかかる基準

当社は、以下に掲げる事項に該当する者を社外役員候補者として選定しない。

- (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者（注2）だった者
- (2) 当社の主要な取引先である者（注3）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
- (3) 最近3年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
- (4) 当社の大株主（注5）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者もしくは監査役だった者
- (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
- (6) 最近10年間に於いて、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
- (7) 最近10年間に於いて、当社の主幹事証券会社に所属していた者
- (8) 当社から多額の寄付（注6）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
- (9) 当社との間で、社外役員の相互就任（注7）の関係が生じる会社の出身者
- (10) 上記（1）～（9）に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

（注）

- 1：「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
- 2：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3：「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払を当社に行った者（主に販売先）をいう
- 4：「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 7：「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎え入れることをいう

以 上

当社の株主の状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

1. 大株主の状況

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（％）
三光起業株式会社	15,447,200	8.63
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）	10,684,100	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,729,800	4.88
セイコーホールディングス株式会社	7,948,800	4.44
服部 靖夫	5,966,306	3.33
セイコーエプソン従業員持株会	5,824,991	3.25
服部 勲	5,599,968	3.13
第一生命保険株式会社	4,368,000	2.44
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	4,076,900	2.27
日本碍子株式会社	3,450,000	1.92
合計	72,096,065	40.30

注 1. 当社は、自己株式 20,927,083 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

注 2. 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者から、平成 26 年 4 月 7 日付で変更報告書の提出があり、平成 26 年 3 月 31 日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
株式会社みずほ銀行	6,947,000	3.48
みずほ信託銀行株式会社	2,729,400	1.37
みずほ投信投資顧問株式会社	674,200	0.34
合計	10,350,600	5.18

注 3. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から、平成 25 年 6 月 20 日付で変更報告書の提出があり、平成 25 年 6 月 14 日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載しております。

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
三井住友信託銀行株式会社	8,635,000	4.32
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	251,600	0.13
日興アセットマネジメント株式会社	402,400	0.20
合計	9,289,000	4.65

注 4. JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、平成 25 年 12 月 6 日付で変更報告書の提出があり、平成 25 年 11 月 29 日現在で以下のとおり株式

を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によって記載してまいります。

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	5,133,500	2.57
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション	248,923	0.12
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	780,569	0.39
合計	6,162,992	3.08

以 上